

環境審査顧問会運営要領

平成 1 1 年 6 月 1 4 日

改正 平成 1 3 年 9 月 7 日

環境審査顧問会

(会議)

第一条 環境審査顧問会（以下「顧問会」という。）の会議は、全体会及び部会とする。

(全体会の招集)

第二条 全体会は、会長が招集する。

2 会長は、全体会を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を記載した書面を環境審査顧問及び調査委員（以下「顧問等」という。）にそれぞれ送付するものとする。

(会長の職務の代理)

第三条 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する環境審査顧問がその職務を代理する。

(全体会の議決の方法)

第四条 全体会は、環境審査顧問の三分の一以上の出席をもって成立する。

2 全体会の議事は、出席した環境審査顧問の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(全体会における環境審査顧問以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、顧問等以外の者を全体会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

2 調査委員は、会長の許可を得て、全体会に出席し、意見を述べることができる。

(部会の設置)

第六条 部会は、全体会の決議により置くものとする。

(部会の構成)

第七条 部会に属すべき顧問等は、会長が指名する。

(部会長の選出)

第八条 部会長は、部会に属する環境審査顧問から、会長が指名する。

(部会の招集)

第九条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を記載した書面を部会に属する顧問等にそれぞれ送付するものとする。

3 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ、その日時、場所及び付議すべき事項を会長に通知しなければならない。

(部会長の職務)

第十条 部会長は、当該部会の会務を総理する。

（部会長の職務の代理）

第十一条 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する環境審査顧問がその職務を代理する。

（部会の議決の方法）

第十二条 部会は、部会に属する環境審査顧問の三分の一以上の出席をもって成立する。

2 部会の議事は、出席した環境審査顧問の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（部会における顧問等以外の者の出席）

第十三条 部会長は、必要があると認めるときは、顧問等以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

2 会長は、必要に応じて、部会に出席し、意見を述べることができる。

（部会の意見）

第十四条 部会の意見は、会長の同意を得て、全体会の意見とみなすことができる。

（分科会の設置）

第十五条 部会には、その決議により分科会を置くことができる。

（顧問会の公開）

第十六条 全体会及び部会（分科会を含む。）は、原則として公開とする。ただし特別の事情がある場合には、会長、部会長の判断により、非公開とすることができる。

2 全体会及び部会（分科会を含む。）において配付された資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、特別の事情がある場合には、会長、部会長の判断により、非公開とすることができる。

（雑則）

第十七条 この要領に定めるもののほか、全体会に関し必要な事項は会長が、部会及び分科会に関し必要な事項は部会長がそれぞれ定めるものとする。

附則

この要領は、平成11年6月14日から実施する。